

**東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けて**  
**～被災地における災害時要配慮者の支援体制の補完をめざして～**

平成29年3月

社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会



# 目次

<b>1 災害福祉広域支援ネットワーク構築の背景と検討経過</b> .....	1
(1) 背景 .....	1
(2) 東日本大震災の教訓 .....	1
(3) 委員会の設置と検討経過 .....	2
<b>2 東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築方針</b> .....	3
(1) 東京都における現状 .....	3
(2) 東京都（福祉保健局）の既存の体制（ネットワークに関する事項を抜粋） .....	3
(3) 社会福祉施設や職能団体における広域支援の取組の現状 .....	4
(4) ネットワークの構築方針 .....	4
<b>3 ネットワークで実施していくこと</b> .....	5
(1) ネットワークの目的 .....	5
(2) ネットワークを構成する団体 .....	6
(3) ネットワーク本部 .....	6
(4) ネットワークで想定する福祉専門職の支援対象者 .....	6
(5) ネットワークで実施すること（総論） .....	6
<b>4 緊急期・応急期（発災後概ね 72 時間以内）における取組～情報集約と情報共有</b> .....	8
(1) ネットワークで行うこと .....	8
(2) 団体ごとの役割 .....	8
(3) 災害福祉先遣チームについて .....	10
<b>5 復旧期（発災後概ね 72 時間以降）における取組</b> ～福祉専門職の応援派遣と東京都災害福祉広域調整センターの設置 .....	11
(1) ネットワークで行うこと .....	11
(2) 団体ごとの役割 .....	11
(3) 東京都災害福祉広域調整センターの概要 .....	13
<b>6 平成 29 年度以降の取組</b> .....	16
(1) ネットワークで平時に行っていくこと .....	16
(2) 主な課題 .....	16
<b>【参考】平成 28 年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会 検討経過</b> .....	17
東京都社会福祉協議会 東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会 設置要項 .....	18
平成 28 年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会 委員名簿 .....	19

## 1 災害福祉広域支援ネットワーク構築の背景と検討経過

### (1) 背景

近年は、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害だけでなく、大雨等風水害による被害が毎年のように発生している。東京都内においても例外ではなく、平成 25 年 10 月の大島土砂災害、平成 26 年 2 月の大雪、平成 28 年 8 月の台風 10 号等による局地的被害は記憶に新しいところである。

同時に、近い将来、東京周辺地域を震源とする直下型地震、また太平洋側の広範囲な地域に被害が及ぶ南海トラフ巨大地震が発生する可能性が高いことが指摘されている。これらの災害が発生した場合、災害時要配慮者への支援を行うマンパワーも被災地内の相互応援だけでは大幅に不足することが懸念されている。

#### 【参考】首都直下地震等による東京の被害想定

(平成 24 年 4 月 東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」資料より)

##### 1 地震規模

○東京湾北部地震 M7.3    ○多摩直下地震 M7.3    ○立川断層帯地震 M7.4

##### 2 想定結果の特徴

○最大震度 7 の地域が出るとともに、震度 6 強の地域が広範囲に

※震度 6 強以上の範囲は、東京湾北部地震の場合、区部の約 7 割。多摩直下地震の場合、多摩の約 4 割。

○東京湾北部地震の死者が最大で約 9,700 人

○区部木造住宅密集地域で、建物倒壊や焼失などによる大きな被害

→その結果、自宅で暮らすことができない避難者や災害時要配慮者が多数発生することが想定される。

### (2) 東日本大震災の教訓

多くの死傷者や行方不明者を出した東日本大震災では、ライフラインの途絶、物資の不足などとともに、災害時要配慮者等への支援体制確保の不足も大きな問題として指摘された。

#### 【見受けられた状況】

○東日本大震災の被災地では、要援護者を支援する体制確保が不足したにも関わらず、福祉・介護専門職の派遣の仕組みが無く、体制確保まで時間を要した。要援護者の支援ニーズについても、発災以降の時系列で内容が変化した。

○支援体制は、まずは地域等の市区町村内での支援、次に都道府県等の一定程度の面的な拡がりの中での支援、そして都道府県を越えた広域の支援が想定されるが、そうした段階的な体制のあるべき姿、その方法論については未整理であった。

○福祉分野では災害福祉の検討が十分進んでおらず、支援体制の構築も進んでいなかった。

(出所) 平成 25 年 3 月 「災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けての調査研究事業報告書」  
〔株式会社富士通総合研究所〕

上記報告書では、広域からの受入れが進まなかった要因として、以下が挙げられている。

○地域での量や質の不足が生じたにも関わらず、広域からの受入れは進まなかった

**【受入れ側】**

- ・仕組みが無かったため、受入れ条件や手続き等をその場で判断することが困難だった
- ・そもそも支援受入れ等の動機付けがされていなかった
- ・顔の見えない関係への抵抗があった
  - ⇒ 送る側の体制だけではなく、支援を受入れる側の体制にも課題がある。
  - ⇒ 被災時に様々な交渉や決め事を行うことは難しく、事前調整等によって環境整備と手続きを明確化する必要があり、わずらわしさが先に来る
  - ⇒ 他所から被災地域に広域支援で入ろうとしても、地域の実態はつかみにくい

**【支援側】**

- ・情報が集約されておらず、どこと連絡を取ればよいか不明だった
- ・派遣された人々も、必ずしも災害時の支援のための訓練経験や知識を持ってはいなかった
  - ⇒ 情報集約先が未整理・コーディネーターの不在という課題がある
  - ⇒ 支援する側の人材育成や体制づくり、環境整備の課題がある

**【共通として】**

- ⇒ 災害時の福祉派遣チームのあり方の検討が必要である
- ⇒ 支援と被災地ニーズとのマッチング機能等の、調整やコーディネートを行う仕組みが必要である
- ⇒ 発災直後から、すぐに支援が動くための連携や合意形成が必要である

さらに、東日本大震災の後に報告された事例の中では、特に発災後から間もない時期は、マンパワーをはじめとする支援が特定の地域に集中する一方、情報の不足等により支援から取り残された地域も見られた。また、避難所等においては支援団体間の連携がない中で同様の支援が重複し避難所生活者の負担となった事例も聞かれた。そのため、とくに広域災害においては支援にかかる団体同士が十分情報共有し、連携した支援を進めていくことが重要である。

### **(3) 委員会の設置と検討経過**

以上のような背景等を踏まえ、東日本大震災以降、災害福祉広域支援ネットワークの構築が各都道府県域において進められている。

東京都では、平成 26 年 10 月より「東京都災害福祉広域支援ネットワーク構築事業」として、東京都が実施主体、社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という）が事業の一部を受託する形で進められている。そして、東京都における災害福祉広域支援を推進するための委員会（委員任期：1 年）を東社協の中に設置し、現在に至っている。

平成 28 年度に設置した委員会では、東京都の委託方針、平成 27 年度までの検討成果を踏まえ、平成 29 年 4 月からのネットワークの本格実施を見据え、ネットワーク構築に向けた仕組みづくりを進めた。

**【参考】平成 28 年度までの検討経過**

○平成 25 年 2 月～平成 26 年 3 月

- ・福祉医療機構が、都道府県単位での福祉支援ネットワーク本部を担うことができる法人へ助成開始。
- ・東京都では、東社協が助成を受け検討開始。

○平成 26 年 10 月～平成 28 年 3 月

- ・ 国庫補助事業として東京都を実施機関とした検討に衣替え（東社協に委託）。
- ・ 東京都災害福祉広域支援ネットワーク構築事業開始。
- ・ 東社協が「東京都における災害福祉広域支援のあり方検討委員会」を平成 27 年度まで設置。

○平成 28 年度

- ・ 検討体制の見直し。「東京都における災害福祉広域支援のあり方検討委員会」を廃止し「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」を設置。

## 2 東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築方針

東京都災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という）の構築を進めていくにあたっては、東京都における以下の現状と方針等に基づき、推進していくことを確認した。

### (1) 東京都における現状

- 平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 25 年 10 月の大島土砂災害、平成 26 年 2 月の大雪、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 28 年 8 月の台風 10 号など、これまでに経験したこれらの災害では、既存のマニュアル・指針を基にしつつも、各災害の規模・支援ニーズ・時間的制約等から柔軟に対応してきた。
- 東京都福祉保健局は、今までの災害経験を踏まえ、災害時における福祉保健局各部各課の業務分担を明確にし、組織的に確実かつ連携を持った対応が図れるよう、「福祉保健局災害対策活動マニュアル」を作成している。
- また、区市町村の災害時要配慮者対策を支援する立場から、以下の指針等を作成し、各区市町村へ配布している。
  - ・ 災害時要援護者への災害対策推進のための指針（平成 25 年 2 月）
  - ・ 災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針（平成 25 年 2 月）
  - ・ 避難所管理運営の指針（平成 25 年 2 月）
- 各区市町村は、上述の指針や、人工呼吸器使用者、妊産婦・乳幼児など、東京都が別に作成している各災害時要配慮者の災害対策のための指針を参考に、災害時要配慮者支援について、適切な対応を取るよう努めることとされている。

### (2) 東京都（福祉保健局）の既存の体制（ネットワークに係る事項を抜粋）

（福祉保健局災害対策活動マニュアル）

＜民間社会福祉施設の状況把握＞

区市町村を通じ、民間社会福祉施設及び施設利用者の被害状況を把握する。

#### 【把握事項】

- 施設利用者の人数及び被害状況
- 建物の被害状況（危険度等）及び復旧状況（ライフラインを含む。）
- 設備・機器等の被害状況及び復旧状況
- 施設の運営状況及び空床状況

- 被災者の受入れ状況
- 医薬品・介護用品・非常用食料の保有状況
- その他必要な事項（近隣の状況及び地域との連携体制等）
  - ※ 民間児童養護施設等、都が直接被害状況を確認する施設種別もある。

＜福祉関連ボランティアの避難所等への派遣調整＞

区市町村からの要請に応じて、あらかじめ協定等を結んだ福祉関連団体等の協力を得て、局内関係部を通じて福祉関連ボランティアを派遣する。なお、その際、下記の報告事項を明らかにする。

【要請元区市町村名】

- 避難所の名称及び所在地
- 要請内容及び理由
- 所要人数
- 必要な資格・能力等
- 期間
- 本件に係る区市町村（又は避難所）の責任者名及び連絡先
- その他の必要事項

### (3) 社会福祉施設や職能団体における広域支援の取組の現状

- 東社協では、都内の多くの社会福祉施設が会員として施設種別ごとに部会活動を行っている。その活動は部会によって様々であるが、東日本大震災、熊本地震の発災後は被災地の福祉施設への支援の一環で、部会として会員施設職員の派遣を継続的に行った。さらに、災害時の対応や相互応援を想定した専門の委員会を設置し、平時から取組を進めている部会もある。

【東社協に組織されている施設種別ごとの部会】（以下「東社協施設部会」という）

東京都高齢者福祉施設協議会、医療部会、更生福祉部会、救護部会、婦人保護部会、身体障害者福祉部会、保育部会、児童部会、障害児部会、母子福祉部会、乳児部会、知的発達障害部会

- 都内には福祉専門職ごとの職能団体が組織されている。東日本大震災、熊本地震の発災後は、都内職能団体もそれぞれの全国組織と連携し、職能団体として会員専門職の派遣を行い、被災地の施設や避難所を支援した。
  - さらに、東社協施設部会と同様、災害時の対応や支援を想定した専門の委員会を設置し、平時から取組を進めている職能団体もある。

### (4) ネットワークの構築方針

- ネットワーク構成団体間の連携体制は、上述の各指針やマニュアル、東社協施設部会や職能団体の取組との整合性を図り、既存の連絡体制に付け加える形とした。

### 3 ネットワークで実施していくこと

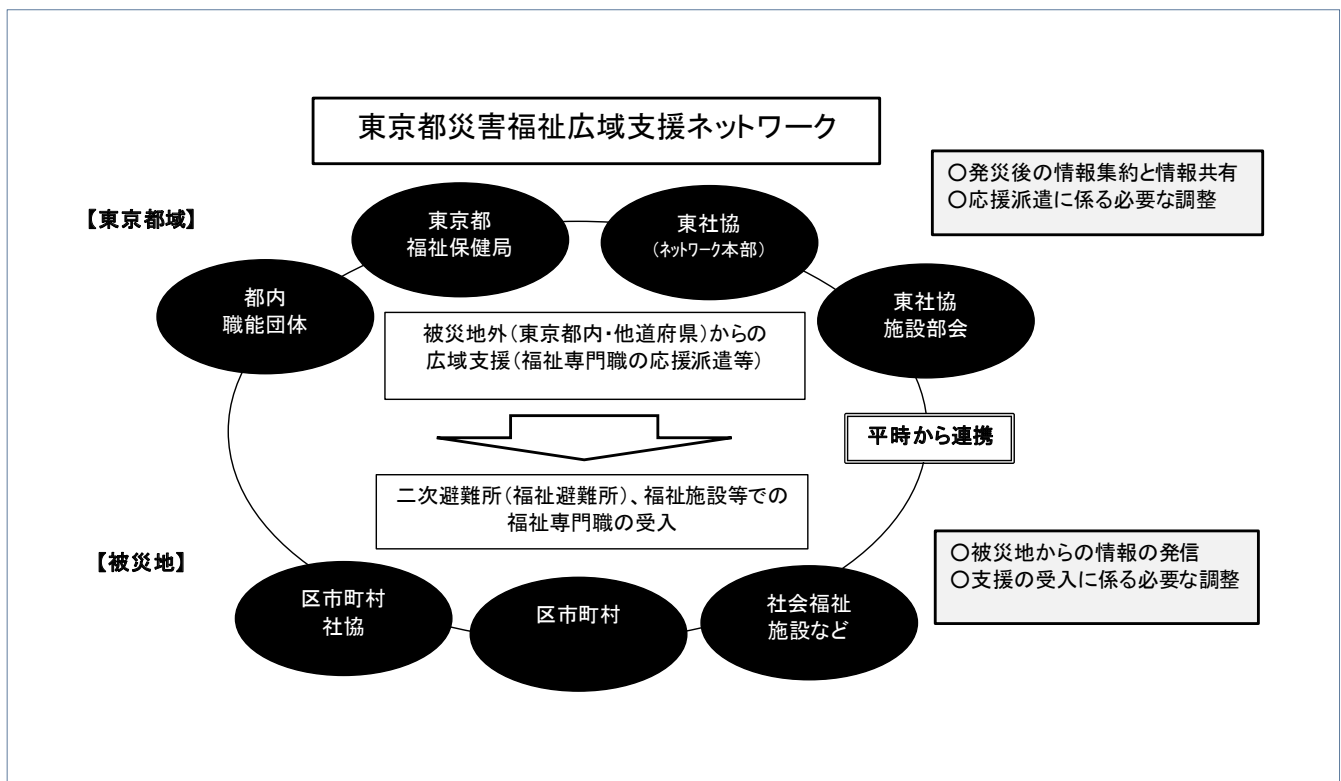
災害発生後の対応を考えると、原則として、まずは区市町村域で必要な対策が講じられ、地域内の相互応援により必要な支援が進められる。

しかし、大規模災害が発生した場合は、被災地内の相互応援だけでは被災地の福祉的課題に対応することは困難である。

このような中で、広域支援を少しでも円滑に進めていくには、各機関が把握した被災状況や支援ニーズなどの情報をできる限り共有し、役割分担を行いながら支援を進めていくことが不可欠である。

そのためには、大規模災害が発災した際にだけ連携をするのではなく、平時からの関係づくり、また、局地的災害が発災した場合にもネットワーク構成団体間で被害状況や支援ニーズの情報共有を図るなどの関係を構築しておくことが必要である。

東京都災害福祉広域支援ネットワークの全体図



#### (1) ネットワークの目的

大規模災害時において高齢者・障害者等の要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、東京都福祉保健局、区市町村、東社協、区市町村社会福祉協議会（以下「区市町村社協」という）、東社協施設部会、福祉専門職の職能団体等が一体となって、東京都災害福祉広域支援ネットワークにおける取組を推進することで、災害対策の強化を図ることを目的とする。



## (2) ネットワークを構成する団体

- ①東京都福祉保健局
- ②東社協
- ③区市町村
- ④区市町村社協
- ⑤東社協施設部会
- ⑥都内職能団体（東京社会福祉士会、東京都介護福祉士会、東京都医療社会事業協会、東京都介護支援専門員研究協議会、東京精神保健福祉士協会）

※上記の団体の他にも、ネットワークの目的に賛同する全都的に活動する社会福祉施設の種別組織や福祉関係の職能団体、ネットワークに関係する機関又は団体の参画も想定している。

## (3) ネットワーク本部

ネットワーク本部は、ネットワーク構築団体による取組を推進するため、その事務局として、構成団体による委員会の招集や全体的なまとめ等を行うために、平時より東社協内に設置する。

## (4) ネットワークで想定する福祉専門職の支援対象者

- ①平時より福祉サービスを利用していた方
- ②災害発生後に福祉的支援が必要となった方

## (5) ネットワークで実施すること（総論）

### 1) 平時の取組

- ①災害の発生に備えて、ネットワーク構成団体が、日頃からネットワークを構成し、災害時の活動体制の構築に向けた取組を推進する。

例) 日頃からの関係構築、広域訓練の実施、課題の共有、研修の実施など

### 2) 発災後の取組

平常時に構築したネットワークを活用し、以下を実施する。

- ① 情報集約と情報共有（8頁～）  
災害時要配慮者への人的支援の不足・ニーズ等の情報収集を行う（主に東京都と東社協〔ネットワーク本部〕が情報集約し、ネットワーク構成団体で情報共有）。
- ② 福祉専門職の応援派遣（11頁～）  
被災地域内の災害対策や相互応援だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合、東社協施設部会、都内職能団体等から被災地の社会福祉施設及び二次避難所（福祉避難所）等へ福祉専門職の応援派遣を行う（東京都と各団体の事前協定等に基づく）。
- ③ 東京都災害福祉広域調整センターの設置（13頁～）  
東京都内の応援派遣だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合や、被災地域が広範囲に及び支援の漏れや重複の恐れ等がある場合、東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災地や応援派遣団体との必要な調整やマッチングを行う（他道府県の福祉施設応援派遣職員のマッチングを含む）。

フェーズ (*1)	時間 (*1)	条件	対応
緊急期、応急期	発災後 概ね 72 時間以内	なし	災害時要配慮者への支援体制の不足や支援ニーズ等の情報集約と情報共有
復旧期以降	発災後 概ね 72 時間以降	被災地域内の災害対策や相互応援だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合	東社協施設部会、職能団体等からの福祉専門職の応援派遣（東京都と各団体の事前協定等に基づく）
		東京都内の応援派遣だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合	東京都災害福祉広域調整センターを設置し被災地や応援派遣団体との必要な調整やマッチング
		被災地域が広範囲に及び支援の漏れや重複の恐れ等がある場合	

\*1 上図のフェーズと時間は一つの目標として示した例示であり、被害が一定の地域に限定される局地災害と広域災害では緊急期、応急期、復旧期等の時間単位は大きく異なる。例えば東日本大震災では応急期までに1ヶ月程度かかったという報告がある一方で、水害など被害範囲や規模が限定的な災害の場合は比較的短い時間単位で進むことが想定されるなど、災害の被害の状況等によって時間単位が大きく変わることも念頭に置く必要がある。

#### 4 緊急期・応急期（発災後概ね 72 時間以内）における取組～情報集約と情報共有

##### (1) ネットワークで行うこと

災害時要配慮者への支援体制の不足や支援ニーズ等の情報収集を行う（主に東京都と東社協〔ネットワーク本部〕が情報集約し、ネットワーク構成団体で情報共有）。

##### (2) 団体ごとの役割

委員会では、ネットワーク構成団体が行うことを以下のように整理した。

	団体	既存の主な災害業務 (ネットワークに付随する業務のみ)	ネットワークの中で行うこと
被災地	区市町村	①社会福祉施設の入所者等の安否、現地での事業継続の可否等の把握（*2） ②二次避難所（福祉避難所）や避難所の設置状況等の把握 ③東京都福祉保健局へ被害状況及び避難所開設状況を報告	④被災地の行政機能が著しく低下している場合や、電話・FAX等の通信手段の途絶により現地の状況が把握できない場合、東社協（ネットワーク本部）が派遣した災害福祉先遣チームに協力する（把握した情報を提供する）
	区市町村社協	①被災地における福祉関係施設・団体の被災や対応等の把握 ②情報を東社協（地域福祉部）に報告	③（必要に応じて）東社協（ネットワーク本部）から派遣された情報連絡員を区市町村社協災害対策本部のメンバーに加える ④被災地の社協機能が著しく低下している場合や、電話・FAX等の通信手段の途絶により現地の状況が把握できない場合、東社協（ネットワーク本部）が派遣した災害福祉先遣チームに協力する（把握した情報を提供する）
広域団体 ・ 東京都域	東京都福祉保健局	①区市町村から二次避難所（福祉避難所）や避難所の設置・開設状況等を把握する（高齢社会対策部、少子社会対策部） ②区市町村から民間社会福祉施設の施設利用者、職員、建物等の被害状況等を把握する（高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部） ③都立社会福祉施設の施設利用者、職員、建物等の被害状況等を把握する（高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部）	④情報を東社協（ネットワーク本部）に情報提供する ⑤東社協（ネットワーク本部）が把握した情報を共有する

	団体	既存の主な災害業務 (ネットワークに付随する業務のみ)	ネットワークの中で行うこと
広域団体・東京都域	東社協 (ネットワーク本部)	①区市町村社協が把握した情報を集約する ②東社協施設部会が把握した情報を集約する	③都内職能団体が把握した情報を共有する ④東京都福祉保健局が把握した情報を共有する ⑤(必要に応じて)区市町村社協に情報連絡職員を派遣し、被災地における情報(福祉関係施設・団体の被災や対応、支援団体の動き等)を情報収集する ⑥被災地の行政機能や社協機能が著しく低下している場合や、電話・FAX等の通信手段の途絶により現地の状況が把握できない場合、災害福祉先遣チームを現地に派遣し、被災地の区市町村や社会福祉協議会から情報収集する ⑦被害状況や必要とする支援について状況が把握できない社会福祉施設等がある場合、該当する東社協施設部会に更なるニーズの確認の要請を行う(災害福祉先遣チームの派遣) ⑧東社協(ネットワーク本部)が把握した情報をネットワーク構成団体に情報提供する
	東社協施設部会・都内職能団体	①会員(施設)から、所属施設や地域の被害状況や支援ニーズを把握する ②全国組織における広域支援に関する動き等を把握する	③把握した情報を東社協(ネットワーク本部)に情報提供する ④[東社協施設部会]被害状況や必要とする支援について状況が把握できない社会福祉施設等がある場合は、東社協(ネットワーク本部)からの要請を受けて、現地に赴いて直接状況を確認する(災害福祉先遣チームの派遣) ⑤[東社協施設部会]確認した情報を東社協(ネットワーク本部)に提供する

\*2 社会福祉施設の入所者等の安否、現地での事業継続の可否等の把握について、東京都が直接状況確認する施設種別もある。

### (3) 災害福祉先遣チームについて

上記(2)の情報の集約は主として被災地の行政や社協が機能していることを想定したものである。しかし、被害状況によっては、これらの機関が十分機能しない場合も想定される。

災害福祉先遣チームは、主に緊急期・応急期において、被災地の行政や社協による区域内の被害状況の確認ができない場合に、現地の状況を把握するために派遣されるものである。具体的に派遣する場合等については以下のように整理した。

#### ①災害福祉先遣チームを派遣する目的

被災地の災害時要配慮者への福祉支援力の不足を福祉関係者が専門的視点から直接把握し、東京都における災害福祉広域支援の可否を判断するための状況把握を行うことを目的とする。

#### ②災害福祉先遣チームを派遣する場合

- ア 発災後に、区市町村や区市町村社協と連絡が取れず、現地の状況の把握が困難な場合
- イ 東京都からの情報を基に、被害状況や必要とする支援について状況が把握できない社会福祉施設等がある場合で、電話、FAX、メール等の通信手段でも連絡が取れない場合

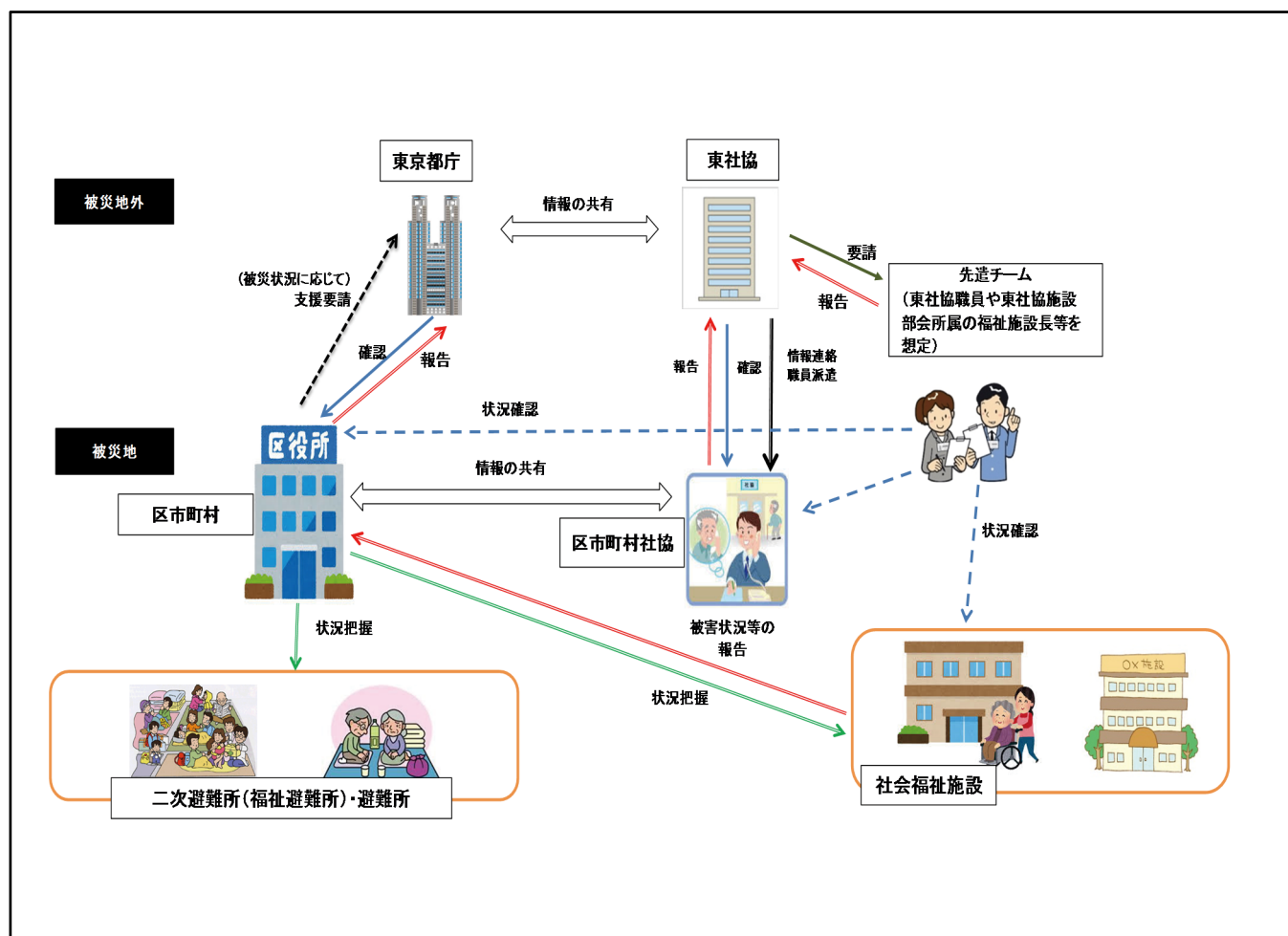
#### ③災害福祉先遣チーム派遣までの流れ

- ア 上記「②ーア」に該当する場合に、東社協事務局長は、東京都と協議の上、東社協職員を現地に派遣する。
- イ 上記「②ーイ」に該当する場合に、東社協事務局長は、東京都と協議の上、該当する東社協施設部会に派遣を要請する。
- ウ ③イにより要請を受けた東社協施設部会は、派遣する施設職員の調整を行い、被災地に派遣する（施設長等を想定）。

#### ④備考

- ア 災害福祉先遣チームの派遣想定者には、定期的に研修を実施する。
- イ 活動中は、災害福祉先遣チームであることが対外的にわかるように、ビブスを着用する。
- ウ 派遣に関する費用は、災害救助法による費用支弁の対象範囲内における負担を想定。

## 【緊急期・応急期】 ネットワーク本部における発災後の被害状況等の把握の主な流れ



## 5 復旧期（発災後概ね 72 時間以降）における取組 ～福祉専門職の応援派遣と東京都災害福祉広域調整センターの設置

### (1) ネットワークで行うこと

- ①（被災地域内の相互応援だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合）  
東社協施設部会、都内職能団体等からの応援派遣等を行う（東京都と各団体の事前協定等に基づく）。
- ②（東京都内の応援派遣だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合、被災地域が広範囲に及び支援の漏れや重複の恐れ等がある場合）  
東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災地や応援派遣団体との必要な調整やマッチングを行う（他道府県の福祉施設応援派遣職員のマッチングを含む）。

### (2) 団体ごとの役割

委員会では、ネットワーク構成団体が行うことを以下のように整理した。

	団体	既存の主な災害業務 (ネットワークに関連する業務のみ抜粋)	広域支援を行うための条件	ネットワークの中で行うこと
被災地	区市町村	① 応援派遣の福祉専門職の活動場所や人数の調整、実際に派遣者を受入れる際の窓口となる部署の設置  ※東京都の指針上、被災地の区市町村は災害時要配慮者対策本部〔災害時要配慮者対策課〕等を組織することとしており、ここを派遣者を受入れる際の窓口となる部署と想定。	(二次避難所(福祉避難所)等に福祉専門職の派遣を受入れる場合)	② 福祉専門職を受入れるため、東社協施設部会や都内職能団体、東京都災害福祉広域調整センター等と連絡調整する ③ 被災地外からの福祉専門職を二次避難所(福祉避難所)等で受入れる
	二次避難所(福祉避難所)、入所施設等の社会福祉施設など	① 二次避難所(福祉避難所)、社会福祉施設等で策定している各種指針・計画・マニュアル等による災害対応	(被災地の行政等からの情報等を基に、被災地の福祉マンパワーが足りないと判断した場合)	① (入所施設等の社会福祉施設は)福祉専門職を受入れるため、東社協施設部会や都内職能団体、東京都災害福祉広域調整センター等と連絡調整する ② 被災地外からの福祉専門職を受入れる
広域団体 ・ 東京都域	東京都福祉保健局	② 厚生労働省に対する福祉職員の派遣要請 ③ 厚生労働省から提供される他道府県の福祉職員の名簿の集約	(被災地の行政等からの情報等を基に、被災地の福祉マンパワーが足りないと判断した場合)  (東京都内の応援派遣だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合、被災地域が広範囲に亘り支援の漏れや重複の恐れ等がある場合)	① 事前の協定等に基づき、東社協(施設部会)と都内職能団体に福祉専門職の派遣を要請する  ④ 「③」の名簿を東京都災害福祉広域調整センターに提供する ⑤ 東京都災害福祉広域調整センターからマッチングの状況報告を受ける
	東社協(ネットワーク本部)		(東京都内の応援派遣だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合、被災地域が広範囲に亘り支援の漏れや重複の恐れ等がある場合)	① (状況に応じて)把握した情報(二次避難所〔福祉避難所〕、福祉施設などの支援ニーズ、応援派遣団体の支援の動きなど)をネットワーク構成団体に情報提供する  ② 東京都災害福祉広域調整センターの運営 ・ 主な応援派遣団体との情報共有の場を設定し、応援派遣団体等の活動状況を把握し、かつ必要に応じて調整する  ・ 外部(施設種別組織・職能団体の全国組織や他道府県組織など)からの問い合わせに対応する  ・ 東京都から他道府県の派遣可能職員の名簿の提供を受ける  ・ 他道府県からの応援派遣の福祉職員等の受入れにあたり、被災地の行政、及び個々の社会福祉施設等と調整する(ただし、都内職能団体や東社協施設部会所属の応援派遣者の場合、応援派遣者や被災地の個々の施設との調整は、東社協施設部会や都内職能団体が調整する)  ・ 応援派遣元の他道府県の社会福祉施設等と調整する
	東社協施設部会 都内職能団体	① (団体としての独自の判断により)個々の会員施設(会員)と調整を行いつつ、支援が必要な二次避難所(福祉避難所)、社会福祉施設等に応援派遣を行う	(東京都から派遣要請を受けた場合)  (東京都内の応援派遣だけでは支援が行き届かないことが懸念される場合、被災地域が広範囲に及び支援の漏れや重複の恐れ等がある場合)	① 会員施設(会員)に対し、応援派遣の協力要請を行う ② 東京都や被災地における行政、個々の会員施設(会員)等と調整を行いつつ、支援が必要な二次避難所(福祉避難所)、社会福祉施設等に応援派遣を行う(※)  ③ 東京都災害福祉広域調整センターと連携しながら、東京都や被災地における行政、個々の会員施設(会員)等と調整を行いつつ、支援が必要な二次避難所(福祉避難所)、社会福祉施設等に応援派遣を行う(※)  ※ 東京都からの要請に基づく派遣であったとしても、最終的には各団体(施設)の決定に基づき派遣されるため、身分については公務とはならない。費用負担は、災害救助法による費用支弁の対象範囲内における負担を想定

### (3) 東京都災害福祉広域調整センターの概要

首都直下型地震クラスの大規模かつ広域にわたる災害の場合、被災地からの支援要請の有無にかかわらず、他道府県をはじめとした被災地外から多くの福祉専門職等が被災地に入ることが予測される。

その際、主に他道府県の施設種別組織や職能団体、その他応援派遣団体等からの問い合わせに対応し、また限られた福祉的支援を漏れがないように被災地に送り込むためには、都道府県域において、被災地や他道府県の組織等との窓口となり、コーディネートを行う機関が必要であることはかねてから指摘されてきた。

主に東京都内でこのような災害が発生した場合にコーディネートを行う機関が東京都災害福祉広域調整センター（以下「センター」という）である。委員会では、センターの概要について以下のとおり整理した。

#### ①設置基準

以下のいずれかの事態が生じた場合、東京都はセンターを設置し、運営は東社協が行う。

- ア 東京都の地域において大規模災害が発生し、または発生するおそれがあると認めた場合
- イ 東京都が災害対策本部を設置した場合（即応対策本部又は応急対策本部を設置した場合も同様とする）
- ウ 東京都福祉保健局総務部長と東社協事務局長が協議の上、必要と判断した場合

#### ②設置場所

東京都内で災害が発生した場合は東京都庁（福祉保健局会議室内）、他県で発災し、支援をするためにセンターを立ち上げる場合は東社協内を原則とする。

#### ③センター設置後の支援業務実施の判断

災害による被害状況等を踏まえつつ、センター長が決定する。

#### ④センターの主な業務

- 被災地における広域支援ニーズの継続した把握
- 応援派遣団体共有会議〔仮称〕の開催（東京都福祉保健局、東社協施設部会、都内職能団体、全国組織などが参加）

〔内容〕 ※応援派遣団体との情報共有と必要な調整を行う

- ア 被災状況や広域支援ニーズの共有
- イ 各団体の支援内容や今後の取組方針等の共有
- ウ 必要な調整

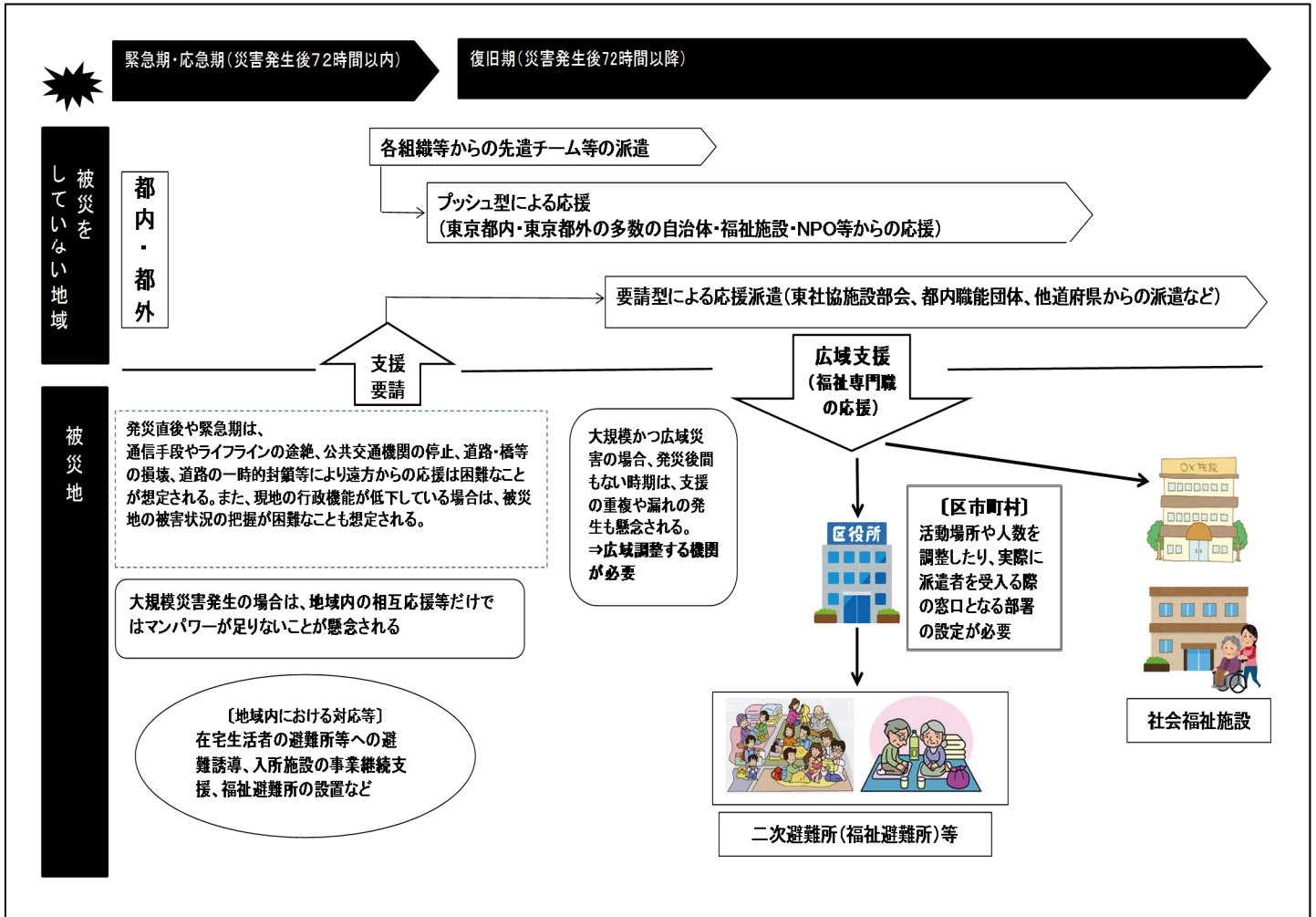
- 外部（主に他道府県の団体等を想定）からの問い合わせ対応
- 東京都から厚生労働省への支援要請に基づく他道府県からの応援専門職と被災地行政・施設等とのマッチング

#### ⑤人員体制

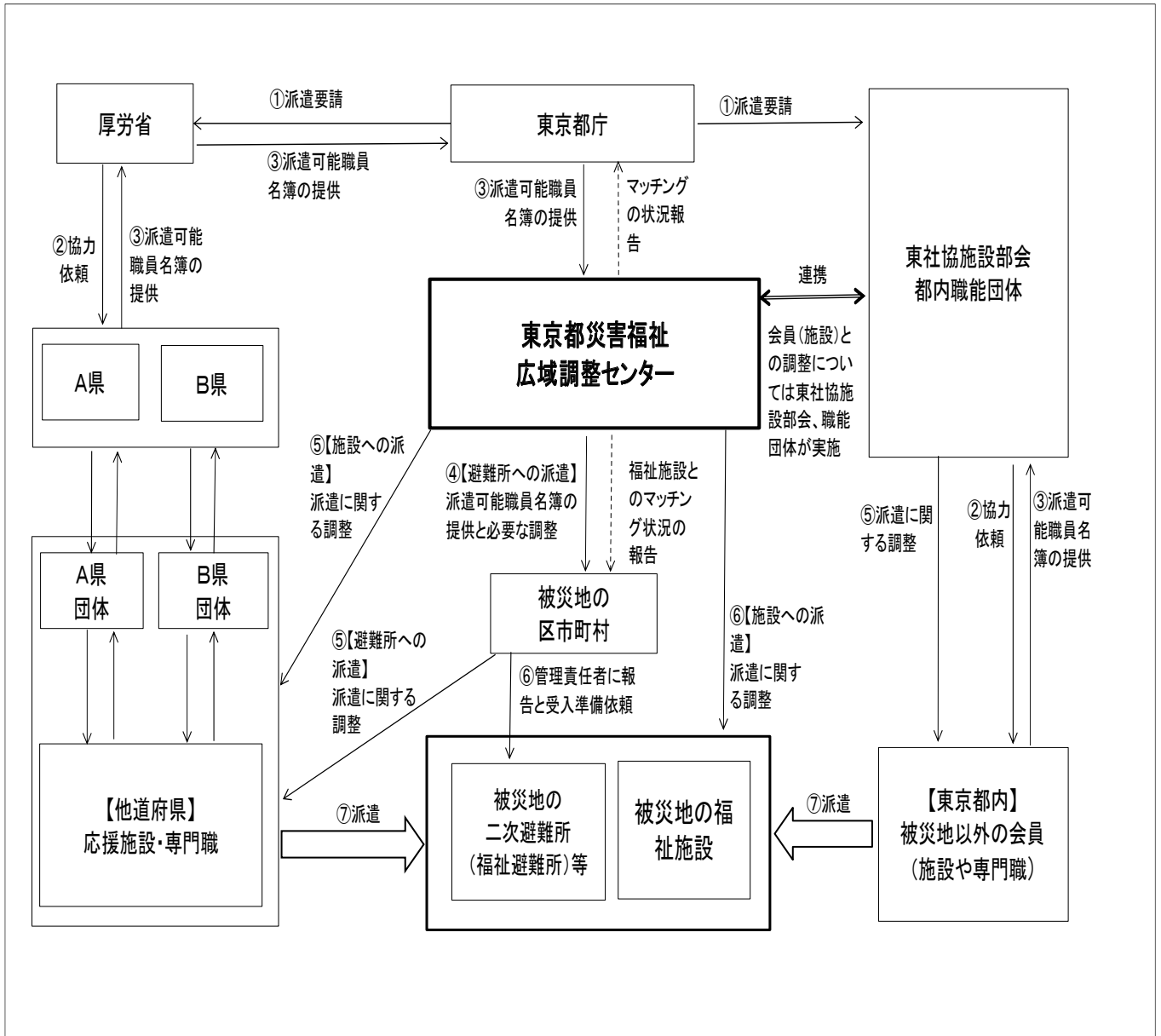
- センター長は東社協事務局長とする。
- 従事職員は東社協職員をもってあたる。
- センターの人員体制が継続して不足している場合は、他の道府県社会福祉協議会や全国社会福祉協議会からの応援職員をもって充てる。



# 発災後の応援派遣の流れ（イメージ）



センターでの他道府県等からの応援専門職と被災地行政・施設等とのマッチングの流れ（イメージ）



## 6 平成29年度以降の取組

ネットワークを機能させていくためには、既に記載してきたとおり、ネットワーク構成団体が日頃から災害時の活動体制の構築に向けた取組を推進していくことが必要である。

具体的な仕組みについては十分に確定していない部分も少なくない。しかし、今後、広域訓練等を定期的 to 実施し、またその課題等を共有し改善していくことにより、より具体的な対応が可能になると考える。また、継続的な取組の実施は、それぞれのネットワーク構成団体の災害対策にかかる意識の向上に寄与することも期待できる。

### (1) ネットワークで平時に行っていくこと

- ① ネットワークにおける取組の普及啓発
- ② ネットワーク推進に向けた課題等の共有と改善策の検討
- ③ 広域訓練の実施
- ④ 現状の把握や調査の実施
- ⑤ 派遣に係る人材の育成
- ⑥ ネットワークの本部機能の強化

### (2) 主な課題

今年度の委員会では、以下の指摘があった。ネットワークの目的を達成するために上記の取組を進めつつ、改善を図っていくことが必要である。

- ① 発災時の被害状況の発信（把握）方法について十分認識できていない。
- ② 災害福祉先遣チームが具体的に把握する項目、ネットワーク本部である東社協との通信手段等が明確になっていない。
- ③ ネットワーク本部である東社協からネットワーク構成団体への情報提供の通信手段や共有する内容やフォーマット等が明確になっていない。
- ④ 福祉施設における応援者をどのように受け入れていくか、応援者にどのような役割を担うのか、明確になっていない施設が少なくない。

さらに、今後は、全国組織との連携、現時点で構成団体に加わっていない全都的に活動する社会福祉施設の種別組織や福祉関係の職能団体等にも広く参画を呼び掛けていくことも重要である。とりわけ、障害者分野は多様な組織があり、これら組織との連携は課題である。

平成29年度以降の取組を進めていく上では、上記の点も十分留意し、取組を進めていく必要がある。

【参考】平成28年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会 検討経過

	日 時	検 討 内 容
1	平成28年5月23日(月)	第1回委員会 ①委員会の主旨、検討内容等の説明 ②これまでの検討経過と成果について ③東京都における災害福祉広域支援ネットワーク事業の具体的なイメージについて ④平成28年度事業の今後のスケジュールについて
2	平成28年7月～8月	第2回委員会開催に向けた委員会委員等への事前ヒアリング ①東社協施設部会との意見交換会(7月14日・28日) ②区市委員への事前ヒアリング(8月29日) ③職能団体委員への事前ヒアリング(8月30日)
3	平成28年9月13日(火)	第2回委員会 ①大規模災害発生後の東京都域の広域支援の仕組みについて ②今後のネットワーク推進の進め方について
4	平成28年11月～12月	関係団体等への説明 第2回委員会の内容等について、区市町村社協事務局長会、東社協施設部会連絡会、東京都高齢者福祉施設協議会、知的発達障害部会、身体障害者福祉部会、職能団体に説明し、意見を伺った(職能団体は文書照会)。
5	平成29年1月13日(金)	第3回委員会 ①各団体等への説明経過と主な意見(報告) ②東社協実施「大都市東京の特性をふまえた災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関するアンケート」調査結果の概要について(報告) ③東京都災害福祉広域支援ネットワークの仕組みについて ④平成29年度以降の取組について
6	平成29年1月～2月	関係団体等への説明 第3回委員会の内容等について、特別区と市部の福祉主管部長会、特別区と市町村の防災主管課長会、区市町村社協事務局長会、東社協施設部会連絡会、東京都高齢者福祉施設協議会、身体障害者福祉部会等に説明し、意見を伺った。
7	平成29年3月17日(金)	第4回委員会 ①各団体等への説明経過と主な意見(報告) ②災害福祉広域支援ネットワークに係る国の動向等について(報告) ③平成28年度のまとめについて ④平成29年度以降の取組について

# 東京都社会福祉協議会 東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会 設置要項

## 1 目 的

東京都社会福祉協議会は、東京都との委託契約に基づき、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク構築事業」を具体的に推進するため、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。

## 2 推進事項

委員会では、東京都の委託方針、平成 27 年度までの東京都における災害福祉広域支援のあり方検討委員会の検討成果を踏まえ、下記の事項について、東京の地域実情に応じて推進していく。

- ① 要配慮者支援ネットワーク・連絡調整（福祉専門職の派遣方法の確立）
- ② 区市町村における福祉専門職の受入体制の構築
- ③ 被災情報・支援情報の収集と発信（災害福祉先遣チームを含む）
- ④ 派遣に関する人材育成
- ⑤ 災害時の広域支援体制の確立（東京都災害時要配慮者支援センターの設置）

## 3 組 織

(1) 委員会は、次の委員で構成する。

- ① 東社協施設部会役員等
- ② 区市町村社協役職員
- ③ 都内職能団体役職員
- ④ 区市町村行政職員
- ⑤ 東京都福祉保健局職員
- ⑥ 東社協事務局職員
- ⑦ その他委員会において必要と認めたもの

(2) 委員会は、必要に応じて臨時委員、アドバイザーを置くことができる。

(3) 委員会の事務局は、東京都社会福祉協議会福祉部経営支援担当に置く。

## 4 委員会

委員会は東社協事務局長が招集する。なお、委員会の進行は東社協事務局職員が務める。

## 5 委員の任期

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

平成28年度東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会 委員名簿

任期 平成28年4月1日～平成29年3月31日

	氏名	所属先等	備考
1	平出 肇	社会福祉法人大和会 愛生苑ケアハウス 施設長 東社協東京都高齢者福祉施設協議会 大規模災害対策検討委員会委員	
2	山下 望	社会福祉法人南風会 青梅学園 施設長 東社協知的発達障害部会 前部会長	
3	安川 雄二	社会福祉法人あけぼの福祉会 府中共同作業所 施設長 東社協身体障害者福祉部会 部会長	
4	伊与部 輝雄	北区社会福祉協議会 常務理事・事務局長	
5	有馬 哲雄	小平市社会福祉協議会 常務理事・事務局長	
6	山本 健明	公益社団法人東京社会福祉士会 副会長	
7	溝呂木 大介	公益社団法人東京都介護福祉士会 理事	
8	加藤 淳	一般社団法人東京都医療社会事業協会 理事・震災支援対策委員会委員長	
9	近藤 登	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事	
10	島津屋 賢子	一般社団法人東京精神保健福祉士協会 災害支援ソーシャルワーク委員	
11	木本 義彦	世田谷区保健福祉部生活福祉担当課長	
12	直江 太	豊島区保健福祉部福祉総務課長	
13	嶋田 淳	東大和市福祉部福祉推進課長	
14	土村 武史	東京都福祉保健局総務部総務課長	
15	小林 秀樹	東京都社会福祉協議会 事務局長	
16	長谷部 俊介	東京ボランティア・市民活動センター 副所長	

(敬称略)

[オブザーバー]

東京都福祉保健局 高齢社会対策部計画課・障害者施策推進部計画課・少子社会対策部計画課

東京都災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けて  
～被災地における災害時要配慮者の支援体制の補完をめざして～

---

〔発行〕社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会  
〔編集〕社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当  
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1  
TEL 03-3268-7192 FAX 03-3268-0635  
〔発行日〕平成 29 年 3 月

---

